

五 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。 一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関（以下「金融機関」という。） 二（略） 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会（以下「農業協同組合連合会」という。） 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。） 五（略） 2、8（略） 9 この法律において「特定協同組織金融機関」とは、次に掲げるものをいう。	（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。 一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）並びに信用金庫連合会、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会及び労働金庫連合会 二（略） 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会 五（略） 2、8（略） （新設）

一 信用金庫

二 信用協同組合

三 労働金庫

四 信用金庫連合会（全国を地区とするものを除く。）

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（全国を地区とするものを除く。）

六 労働金庫連合会（全国を地区とするものを除く。）

（株式等の引受け等の承認等）

第四条（略）

2 前項の規定による委託に係る株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れ（以下「株式等の発行等」という。）を行おうとする金融機関等（以下「発行金融機関等」という。）は、協定銀行に対し、平成十三年三月三十一日まで（第七条の二及び第八条の二の規定による承認に係る株式等の引受け等に係る申込みについては、平成十四年三月三十一日までとする。）に株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての金融再生委員会（当該申込みに係る発行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該発行金融機関等が農水産業協同組合連合会である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項及び第五項、

（株式等の引受け等の承認等）

第四条（略）

2 前項の規定による委託に係る株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れ（以下「株式等の発行等」という。）を行おうとする金融機関等（以下「発行金融機関等」という。）は、協定銀行に対し、平成十三年三月三十一までに株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての金融再生委員会（当該申込みに係る発行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該発行金融機関等が農水産業協同組合連合会である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項及び第五項、次条第一項、第三項及び第四項、第七条並びに第八条において同じ。）の承認を求めるよう申請しなければならない。

次条第一項、第三項及び第四項並びに第七条から第八条の二までに
おいて同じ。）の承認を求めるよう申請しなければならない。

3～6（略）

（経営の健全化のための計画）

第五条 前条第二項の規定による申請を行った発行金融機関等は、金融再生委員会に対し、次に掲げる方策（第八条に規定する金融機関及び銀行持株会社等、第八条の二第一項に規定する救済特定協同組織金融機関並びに同条第二項に規定する救済連合会については、第三号に掲げる方策を除く。）を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

一～六（略）

2～4（略）

（議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件）

第七条 金融再生委員会は、第四条第二項の規定による発行金融機関等（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、銀行持株会社等及び特定協同組織金融機関を除く。以下この条において同じ。）からの申請が株式等の引受け等（発行の時ににおいて議決権のある株式の引受けを除く。）に係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一～五（略）

3～6（略）

（経営の健全化のための計画）

第五条 前条第二項の規定による申請を行った発行金融機関等は、金融再生委員会に対し、次に掲げる方策（第八条に規定する金融機関及び銀行持株会社等については、第三号に掲げる方策を除く。）を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

一～六（略）

2～4（略）

（議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件）

第七条 金融再生委員会は、第四条第二項の規定による発行金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）からの申請が株式等の引受け等（発行の時ににおいて議決権のある株式の引受けを除く。）に係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一～五（略）

2 (略)

第七条の二 金融再生委員会は、第四条第二項の規定による特定協同組織金融機関又は農業協同組合連合会若しくは漁業協同組合連合会（以下この条において「特定協同組織金融機関等」という。）からの申請が株式等の引受け等に係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る第四条第三項の承認をすることができる。

一 協定銀行による株式等の引受け等により当該特定協同組織金融機関等の資本の増強が図られなければ、当該特定協同組織金融機関等が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

二 当該特定協同組織金融機関等がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式等の引受け等に係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

三 第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、特定協同組織金融機関等の自己資本の充実の状況に係る区分その他の要素を勘案して金融再生委員会が定めて公表する次に掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

2 (略)

(新設)

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

四 当該特定協同組織金融機関等が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該特定協同組織金融機関等の存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

五 当該特定協同組織金融機関等が健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するときは、次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 当該特定協同組織金融機関等が、経営の状況が悪化している金融機関等との合併、経営の状況が悪化している金融機関等からの営業若しくは事業の譲受け又は経営の状況が悪化している金融機関等の株式の取得（当該金融機関等を子会社とするものに限る。）を行うものであって、当該合併、営業若しくは事業の譲受け又は株式の取得の円滑な実施のため、協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合

ロ 急激かつ大幅な信用供与の収縮が相次いで生じており、又は相次いで生ずるおそれがある状況であり、かつ、これらの状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合その他特にやむを得ない事由がある場合

2 前条第二項（同項第二号二及び第三号二を除く。）の規定は、前項第三号に規定する基準について準用する。この場合において、同条第二項第一号から第三号までの規定中「発行金融機関等」とある

のは「特定協同組織金融機関等」と、同項第一号口中「利益」とあるのは「剰余金」と、同項第三号イ中「支店等の削減、海外営業拠点の廃止等」とあるのは「従たる事務所の削減等」と読み替えるものとする。

（合併等を行う金融機関及び銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の要件）

第八条 金融再生委員会は、合併等（預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等又はこれに準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け若しくは金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けをいう。第一号及び第三号において同じ。）を行う金融機関又は銀行持株会社等からの第四条第二項の規定による株式等の引受け等に係る申請（発行の時にいて議決権のある株式の引受けに係る申請を除く。）については、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一～三（略）

四 預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等に準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け又は金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けを行う金融機関又は銀行持株会社等については、当該金融再生委員会規則で定める合併等に

（合併等を行う金融機関及び銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の要件）

第八条 金融再生委員会は、合併等（預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等又はこれに準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け若しくは金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けをいう。第一号及び第三号において同じ。）を行う金融機関又は銀行持株会社等からの第四条第二項の規定による株式等の引受け等に係る申請（発行の時にいて議決権のある株式の引受けに係る申請を除く。）については、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一～三（略）

四 預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等に準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け又は金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けを行う金融機関又は銀行持株会社等については、当該金融再生委員会規則で定める合併等に

係る他の金融機関において第七条第一項第三号イから八までに掲げる方策が実行されていること又はその実行が見込まれること。

第八条の二 金融再生委員会は、合併等（預金保険法第五十九条第一

項に規定する資金援助に係る同項の合併等（破綻金融機関が特定協同組織金融機関である場合に限る。）若しくは特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当する特定協同組織金融機関との合併（当該特定協同組織金融機関が存続するものを除く。）又はこれらに準ずるものとして金融再生委員会規則で定める特定協同組織金融機関との合併、特定協同組織金融機関からの事業の譲受け若しくは特定協同組織金融機関の資産の譲受けをいう。以下この項において同じ。）を行う特定協同組織金融機関（以下「救済特定協同組織金融機関」という。）からの第四条第二項の規定による株式等の引受け等に係る申請については、前条の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る第四条第三項の承認をすることができる。

一 当該合併等により当該救済特定協同組織金融機関の自己資本の充実の状況が悪化したこと。

二 協定銀行による株式等の引受け等により当該救済特定協同組織金融機関の資本の増強が図られなければ、当該救済特定協同組織金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

三 協定銀行による株式等の引受け等が、当該救済特定協同組織金

係る他の金融機関において前条第一項第三号イから八までに掲げる方策が実行されていること又はその実行が見込まれること。

（新設）

融機関の自己資本の充実の状況等財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会が定めて公表する基準に適合するものであること。

四 合併等（預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等を除く。以下この号において同じ。）を行う救済特定協同組織金融機関については、合併等に係る他の特定協同組織金融機関において第七条第一項第三号イ及びロに掲げる方策が実行されていること又はその実行が見込まれること。

2

金融再生委員会は、合併等（経営困難組合連合会に係る合併等若しくは特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当する農業協同組合連合会若しくは漁業協同組合連合会（以下この条において「連合会」という。）との合併（当該連合会が存続するものを除く。（又はこれらに準ずるものとして金融再生委員会規則で定める連合会との合併、連合会からの事業の譲受け若しくは連合会の資産の譲受けをいう。以下この項において同じ。）を行う連合会（以下この項において「救済連合会」という。）からの第四条第二項の規定による株式等の引受け等に係る申請については、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 当該合併等により当該救済連合会の自己資本の充実の状況が悪化したこと。

二 協定銀行による株式等の引受け等により当該救済連合会の資本の増強が図られなければ、当該救済連合会が業務を行っている地

域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

三 協定銀行による株式等の引受け等が、当該救済連合会の自己資本の充実の状況等財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会が定めて公表する基準に適合するものであること。

四 合併等を行う救済連合会については、合併等に係る他の連合会において第七条第一項第三号イ及びロに掲げる方策が実行されていること又はその実行が見込まれること。

3 前項に規定する「経営困難組合連合会に係る合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 業務若しくは財産の状況に照らし貯金等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下この号において同じ。）の払戻しを停止するおそれがあるか、又は貯金等の払戻しを停止した連合会（以下この項において「経営困難組合連合会」という。）と合併する連合会が存続する合併

二 経営困難組合連合会と他の連合会が合併して連合会を設立する合併

三 経営困難組合連合会から他の連合会に対する事業の全部又は一部の譲渡

（協定の締結等）

（協定の締結等）

第十条 機構は、預金保険法附則第七条第一項の規定により同項の協定を締結した銀行と、株式等の引受け等並びに取得株式等及び取得貸付債権の処分等の業務の委託に関する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

2 機構は、協定において、協定銀行が次に掲げる事項を実施すべき旨を定めなければならない。

一・二（略）

三 協定銀行は、第一号の規定により取得した株式等に係る議決権その他の株主又は出資者としての権利を行使しようとするときは、当該権利の行使の内容について機構の承認を受けること。ただし、機構を代理人として当該権利を行使するとき及び機構がその承認を要しないものとして定めた事項について当該権利を行使するときは、この限りでないこと。

四〃八（略）

3・4（略）

（預金保険法の適用）

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは、「債権者（金融機能早期健全化緊急措置法の

第十条 機構は、預金保険法附則第七条第一項の規定により同項の協定を締結した銀行と、株式等の引受け等並びに取得株式等及び取得貸付債権の処分等の業務の委託に関する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

2 機構は、協定において、協定銀行が次に掲げる事項を実施すべき旨を定めなければならない。

一・二（略）

三 協定銀行は、第一号の規定により取得した株式に係る議決権その他の株主としての権利を行使しようとするときは、当該権利の行使の内容について機構の承認を受けること。ただし、機構を代理人として当該権利を行使するとき及び機構がその承認を要しないものとして定めた事項について当該権利を行使するときは、この限りでないこと。

四〃八（略）

3・4（略）

（預金保険法の適用）

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは、「債権者（金融機能早期健全化緊急措置法の

適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七條第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四條、第四十五條第二項及び第四十六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一條第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能早期健全化緊急措置法第十四條に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）」と、同法第九十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、及び大蔵大臣」とあるのは「大蔵大臣、労働大臣又は農林水産大臣」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、又はその承認を得なければならない」と、「認可を受けなかつた」とあるのは「認可を受けず、又はその承認を得なかつた」と、同条第三号中「第三十四條に規定する業務」とあるのは「第三十四條に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十五條第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七條第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七條第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四條、第四十五條第二項及び第四十六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一條第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能早期健全化緊急措置法第十四條に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）」と、同法第九十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、及び大蔵大臣」とあるのは「大蔵大臣、労働大臣又は農林水産大臣」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、又はその承認を得なければならない」と、「認可を受けなかつた」とあるのは「認可を受けず、又はその承認を得なかつた」と、同条第三号中「第三十四條に規定する業務」とあるのは「第三十四條に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。